

2 監 査 報 告 第 1 0 号
令 和 3 年 3 月 3 1 日

千葉県議会議長 岩 井 雅 夫 様
千 葉 市 長 神 谷 俊 一 様

千葉県監査委員	大 木 正 人
同	宮 原 清 貴
同	伊 藤 康 平
同	向 後 保 雄

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

財政援助団体等監査結果報告

第1 対象

1 出資団体

- (1) 公益財団法人 千葉市文化振興財団（市民局生活文化スポーツ部）
- (2) 公益財団法人 千葉市産業振興財団（経済農政局経済部）

2 財政援助団体

- (1) 千葉市を美しくする会（市民局市民自治推進部）
 - ・千葉市を美しくする運動推進事業補助金
- (2) 公益財団法人 千葉市文化振興財団（市民局生活文化スポーツ部）
 - ・文化事業等補助金
（こども若者文化支援事業、地域文化活性事業、文化芸術普及事業）

3 公の施設の指定管理者

- (1) 公益財団法人 千葉市文化振興財団（市民局生活文化スポーツ部）
 - ・千葉市文化センター
 - ・千葉市民会館

第2 期間

令和2年12月1日から令和3年3月24日まで

第3 重点項目

1 出資団体

- (1) 事業運営が出資目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 決算諸表等は適正に作成されているか。
- (3) 会計経理、財産管理は適切か。
- (4) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

2 財政援助団体

- (1) 財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。
- (2) 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。
- (3) 補助金の経理が適正になされているか。

3 公の施設の指定管理者

- (1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。

第4 着眼点

主な着眼点を次のとおり設定した。

1 出資団体

項 目		着 眼 点
団体関係	1 事業運営が出資目的に沿って適正に行われているか。	(1) 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 (2) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
	2 決算諸表等は適正に作成されているか。	(1) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。 (2) 事業成績は適正に決算諸表等に表示されているか。 (3) 財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。 (4) 経営成績及び財政状態は良好か。
	3 会計経理、財産管理は適切か。	(1) 会計経理、財産管理は適切か。 (2) 出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。 (3) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
	4 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。	(1) 資金の運用は適切か。 (2) 経費削減は図られているか。
所管部局関係		(1) 出資目的及び出資金額等は妥当か。 (2) 出資金等の支出手続は適正か。 (3) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

2 財政援助団体

項 目		着 眼 点
団体関係	1 財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。	(1) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。 (2) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
	2 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。	(1) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行なわれているか。 (2) 交付申請書、実績報告書等は適切か。 (3) 補助金の精算報告は適切に行われているか。精算に伴う返還金の時期は適切か。
	3 補助金の経理が適正になされているか。	(1) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。 (2) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 (3) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。 (4) 会計上の責任体制が確立されているか。
所管部局関係		(1) 補助金交付要綱は適正に整備されているか。 (2) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 (3) 交付申請書、実績報告書等の内容は十分に確認が行われているか。 (4) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

3 公の施設の指定管理者

項 目		着 眼 点
団 体 関 係	1 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。	(1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。 (2) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 (3) 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。 (4) 利用料金を指定管理者が定める場合、利用料金の設定は適正に行われているか。
	2 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。	(1) 事業計画書及び収支予算書は適正に作成されているか。 (2) 個人情報の管理は適正に行われているか。 (3) 事業報告書及び収支決算書は適正に作成されているか。 (4) 利益の還元は適正に行われているか。 (5) 施設の使用許可、使用の制限等に関する業務が適正に行われているか。
	3 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。	(1) 利用料金又は使用料の収納は適正に行われているか。 (2) 備品管理は適正に行われているか。 (3) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。 (4) 他の事業との会計区分は明確になっているか。 (5) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。 (6) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
所管部局関係		(1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 (2) 基本協定等に規定する事項は適正に行われているか。 (3) 備品管理は適正に行われているか。 (4) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

第5 主な実施内容

監査は、千葉市監査基準に基づき実施した。

監査に当たっては、関係書類の審査、関係者からの説明聴取及び現地調査等の方法により行った。

第6 日程

日 付	内 容	
令和2年 9月 2日	監査実施通知	
令和2年 11月 25日	概況説明の聴取	令和2年度第14回監査委員会議
令和3年 3月 17日	復命	令和2年度第18回監査委員会議

第7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行及び市の当該団体に対する財政的援助等に係る事務の執行は、次に記載する指摘事項を除いて、重要な点において、当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

なお、以下において「指摘」とは、不適切な事案に対し、是正、改善等の措置を求めるものである。

1 出資団体

(1) 公益財団法人 千葉市文化振興財団

ア【団体】競争見積りを実施すべきもの

(ア) 事案及び問題点

公益財団法人千葉市文化振興財団契約規程によると、随意契約に付そうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。また、執行予定金額が10万円未満の契約の場合は、運用により一者での随意契約を可能としている。

今回の監査において、支出関係書類を確認したところ、一括発注が可能な案件であるが、一契約を10万円未満に分けて一者随意契約としている次に掲げる事例が見受けられた。

- a 同時期に同種の消耗品を複数回に分けて発注しているもの
- b 事務用封筒を複数回に分けて発注しているもの
- c 同一事業のポスターとチラシを分けて発注しているもの

(イ) 指摘

これらの事例については、一括発注し複数の者から見積書を徴することにより競争性が発揮され経費削減が期待できることから、財団は契約規程等に基づき競争見積りを実施されたい。

(参考)

公益財団法人千葉市文化振興財団契約規程 抜粋

(見積書の徴収)

第20条 契約事務担当職員は、随意契約に付そうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の内容により2人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要がないと認めたときは、この限りでない。

イ【団体】正味財産増減計算書の会計処理を適正に行うべきもの

(ア) 事案及び問題点

「公益法人会計基準について」（平成20年4月11日改正平成21年10月16日内閣府公益認定等委員会）によると、貸借対照表や正味財産増減計算書は総額主義の原則を適用し、相殺することによって全部又は一部を除去してはならないと公益法人会計基準注解に示されている。

しかしながら、事務用封筒に印刷製本受注者の広告が掲載されており、広告掲載収入があるにもかかわらず、その収入を計上せず印刷製本費と相殺していた。

(イ) 指摘

正味財産増減計算書は、一事業年度における正味財産すべての増減内容を明瞭に表示するものであることから、財団は総額主義の原則に基づき会計処理を適正に行われたい。

(参考)

「公益法人会計基準について」 抜粋

公益法人会計基準注解

(注3) 総額主義について

貸借対照表における資産、負債及び正味財産は、総額をもって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は正味財産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

総額主義の原則は、正味財産増減計算書においても適用する。

ウ【団体】現金の預入れ及び小口現金の保管を適正に行うべきもの

(ア) 事案及び問題点

公益財団法人千葉市文化振興財団経理規程によると、収納した金銭は、速やかに金融機関に預け入れるものとされている。また、小口現金の額は、各所属において60万円を限度とするとされている。

今回の監査において、市民会館及び文化センターの現金の管理状況を確認したところ、収納した現金の預入れが速やかに行われておらず、また、小口現金も限度額を超えて保管している状況が見受けられた。

(イ) 指摘

収納した金銭の預入れは、規程に基づき速やかに行われたい。また、小口現金の保管については限度額を超えることのないよう、管理体制を見直されたい。

(参考)

公益財団法人千葉市文化振興財団経理規程 抜粋

(収納金の処置)

第19条 収納した金銭は、会計事務責任者が特に認めた場合を除いて、速やかに金融機関に預け入れるものとする。

(小口現金)

第25条 理事長は、出納担当者又は収納補助者に小口現金を保管させ、常用の雑費及び返還金の支払をさせることができる。

2 前項の規定により出納担当者又は収納補助者が保管することのできる小口現金の額は、各所属において600,000円を限度とする。

(2) 公益財団法人 千葉市産業振興財団

ア【団体】リース取引の会計処理を適正に行うべきもの

(ア) 事案及び問題点

産業振興財団の消費税の会計処理は税込方式であるが、リース取引によるリース資産や減価償却費の一部が税抜価格で計上されていた。また、リース資産の減価償却費は、リース期間に基づき算出すべきところ、期間の誤りがあった。

(イ) 指摘

リース取引は、リース資産、リース債務、減価償却費、支払利息など複数の科目が、その取引期間にわたって計上される。このため、財団は本リース取引の会計処理について所要の修正を行うとともに、今後は、取引開始時において適正な会計処理となるよう必要な確認を行われたい。

イ【団体】什器備品の会計処理を適正に行うべきもの

(ア) 事案及び問題点

公益財団法人千葉市産業振興財団財務規程によると、その性質上1年以上にわたって使用されるもので購入価格が10万円以上のものを什器備品、購入価格が2万円以上10万円未満のものを消耗備品とし、それぞれ什器備品台帳と消耗備品台帳により整理することとされている。

このうち什器備品は、固定資産に計上すべきところ、平成29年度以前に取得した什器備品について、固定資産に計上されていなかった。

(イ) 原因

財団では、什器備品と消耗備品とが混在した消耗什器備品台帳で整理していたことから、固定資産に計上すべき什器備品についてのチェック機能が働かなかったものと考えられる。

(ウ) 指摘

財団は、財務規程に基づき什器備品台帳と消耗備品台帳を個別に整理するとともに、什器備品の会計処理について所要の修正をするなど適正に行われたい。

(参考)

公益財団法人千葉市産業振興財団財務規程 抜粋

(帳簿の種類)

第43条 帳簿は主要簿及び補助簿とし、複式簿記の原則に従って、すべての取引を整理しなければならない。

3 補助簿は、次の各号に掲げるもののほか、必要により増設することができる。

- (1) 収入予算整理簿
- (2) 支出予算整理簿
- (3) 現金出納簿(現金勘定元帳と兼ねる。)
- (4) 什器備品台帳
- (5) 消耗備品台帳

(物品の分類)

第46条 物品は次の各号に掲げるとおり分類するものとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 什器備品 その性質上1年以上にわたって使用される物で、購入価格が10万円以上のもの。
- (2) 消耗備品 その性質上1年以上にわたって使用される物で、購入価格が10万円未満のもの。ただし、次に掲げる物は消耗品とする。

ア 購入価格が2万円未満の物

イ 美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等破損しやすい物

ウ 記念品、報償品その他これらに類する物

ウ【団体及び所管部局】指定管理業務の収支内容について精査すべきもの

(ア) 事案及び問題点

千葉市ビジネス支援センターの管理に関する基本協定書によると、管理経費見込額のうち当該事業年度に使用されなかった額がある場合で、その原因が指定管理者の経営努力によるものでないことが明らかであるもの（以下「不用額」という。）については、市は指定管理者に当該不用額の返還を求めることができるとされている。

産業振興財団は、平成29年4月1日から5年間にわたり、千葉市ビジネス支援センターの指定管理者に指定されていたが、平成29年9月末に富士見分館、平成30年6月末にビジネス支援センターが廃止されたことに伴い、平成30年7月1日付けで指定を解消されている。

今回の監査において、当時の指定管理業務の収支決算書を確認したところ、施設の廃止に伴い費用の一部を執行しておらず、不用額が生じている可能性がある。

(イ) 指摘

所管部局及び財団は、上記期間における指定管理業務の収支内容について精査するとともに、不用額がある場合には、所管部局は財団に対し、基本協定書に基づき返還を求められたい。

2 財政援助団体

(1) 千葉市を美しくする会

ア【団体】経理規程等を整備すべきもの

(ア) 事案及び問題点

今回の監査において、千葉市を美しくする会の経理関係書類を確認したところ、現金を取り扱う機会が多いにもかかわらず、公金の前渡資金整理簿に対応する帳簿が作成されていなかった。また、支払事務において立替払による支出が見受けられたが、具体的な取扱基準やチェック体制が整備されていなかった。

(イ) 指摘

経理事務については、作成すべき帳簿類を定めるなど、公金に準じた経理規程等を整備されたい。また、立替払については必要最低限に努めるとともに、管理監督者によるチェック体制を整備されたい。

3 公の施設の指定管理者

(1) 公益財団法人 千葉市文化振興財団

ア【団体】業務の再委託に係る手続を適正に行うべきもの

(ア) 事案及び問題点

千葉市民会館・千葉市文化センターの管理運営に関する基本協定書によると、再委託等を行う場合には、あらかじめ文書による市の承諾を得ることが規定されている。

しかしながら、一部の業務について、文書による市の承諾を得ることなく再委託が行われていた。

(イ) 指摘

管理業務の再委託等に際しては、基本協定書に基づき適正な手続を行われたい。

(参考)

千葉市民会館・千葉市文化センターの管理運営に関する基本協定書 抜粋

(再委託等)

第17条 乙は、管理業務の全部又は大部分若しくは重要な部分を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託してはならない。

2 乙は、あらかじめ文書による甲の承諾を得て、かつ、前項の規定及び関係法令等の許容する範囲内において管理業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託すること（以下この条において「再委託等」という。）ができる。

参考：監査対象団体の概要

1 出資団体

(1) 公益財団法人 千葉市文化振興財団

ア 設立年月日 昭和48年2月13日

イ 設立目的

千葉市にふさわしい文化を総合的に振興して、市民文化の向上、地域文化の振興、男女共同参画社会の形成促進に資する事業を展開し、もっていきいきとした個性豊かな市民文化の形成に寄与すること。

ウ 所在地 千葉市中央区中央2丁目5番1号

エ 代表者 理事長 大曾根 裕

オ 基本財産 20,000千円（千葉市出捐額 20,000千円）

カ 事業内容

(ア) 文化の振興に関する事業

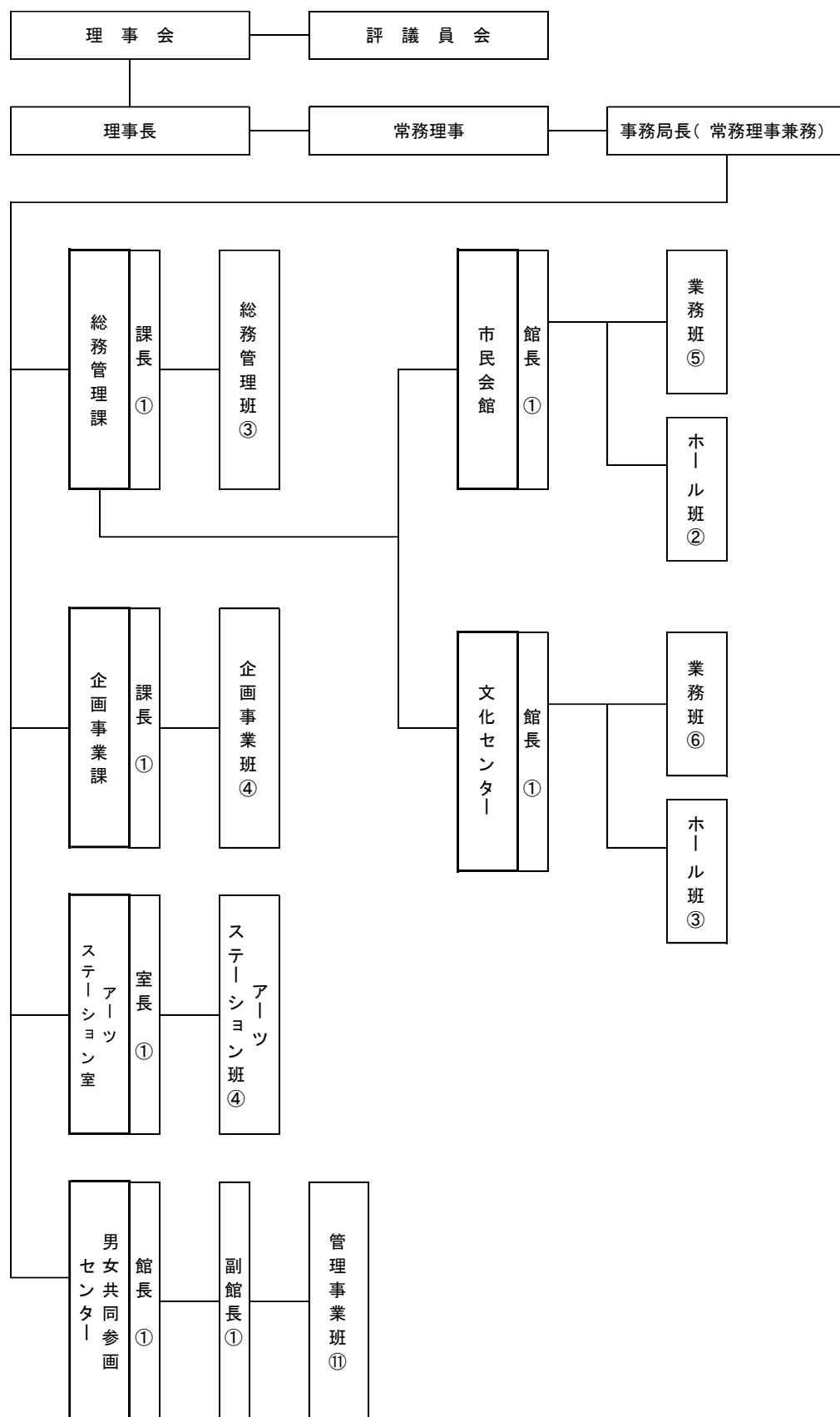
(イ) コミュニティ活動の振興に関する事業

(ウ) 男女共同参画社会の形成に関する事業

(エ) 設置者の指定を受けてする施設の管理

(オ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

キ 組織及び職員内訳（令和２年１０月１日現在）



※ ○の中の数字は人員数を示す

ク 財務諸表

(ア) 経営成績

損益計算書（正味財産増減計算書）

（平成31年4月1日～令和2年3月31日まで）

（単位：円）

科目	令和元年度	平成30年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
経常収益	734,752,097	743,286,957	△8,534,860
経常費用	756,259,046	736,634,962	19,624,084
当期経常増減額	△21,506,949	6,651,995	△28,158,944
当期経常外増減額	0	301,906	△301,906
当期一般正味財産増減額	△21,576,949	6,883,901	△28,460,850
一般正味財産期首残高	141,241,249	134,357,348	6,883,901
一般正味財産期末残高	119,664,300	141,241,249	△21,576,949
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	20,000,000	20,000,000	0
指定正味財産期末残高	20,000,000	20,000,000	0
III 正味財産期末残高	139,664,300	161,241,249	△21,576,949

(イ) 財政状態

貸 借 対 照 表

（令和2年3月31日現在）

（単位：円）

科目	令和元年度	平成30年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産	248,449,139	256,242,873	△7,793,734
2 固定資産			
2-1 基本財産	20,000,000	20,000,000	0
2-2 特定資産	340,616,101	369,893,443	△29,277,342
2-3 その他固定資産	59,050,005	68,171,824	△9,121,819
資産合計	668,115,245	714,308,140	△46,192,895
II 負債の部			
1 流動負債	187,154,526	174,329,314	12,825,212
2 固定負債	341,296,419	378,737,577	△37,441,158
負債合計	528,450,945	553,066,891	△24,615,946
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	20,000,000	20,000,000	0
2 一般正味財産	119,664,300	141,241,249	△21,576,949
正味財産合計	139,664,300	161,241,249	△21,576,949
負債及び正味財産合計	668,115,245	714,308,140	△46,192,895

(2) 公益財団法人 千葉市産業振興財団

ア 設立年月日 平成13年4月1日

イ 設立目的

(ア) 千葉市の特性を活かして、事業者の経営革新及び新事業創出の促進その他地域産業の振興に資する事業を実施することにより、活力ある地域経済社会を構築し、もって市民生活の向上に寄与すること。

(イ) 千葉市内の中小企業に勤務する従業員等に対して、総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与すること。

ウ 所在地 千葉市中央区中央二丁目5番1号

エ 代表者 理事長 今井 克己

オ 基本財産 200,000千円(千葉市出捐額182,858千円)

カ 事業内容

(ア) 産業振興に関する事業

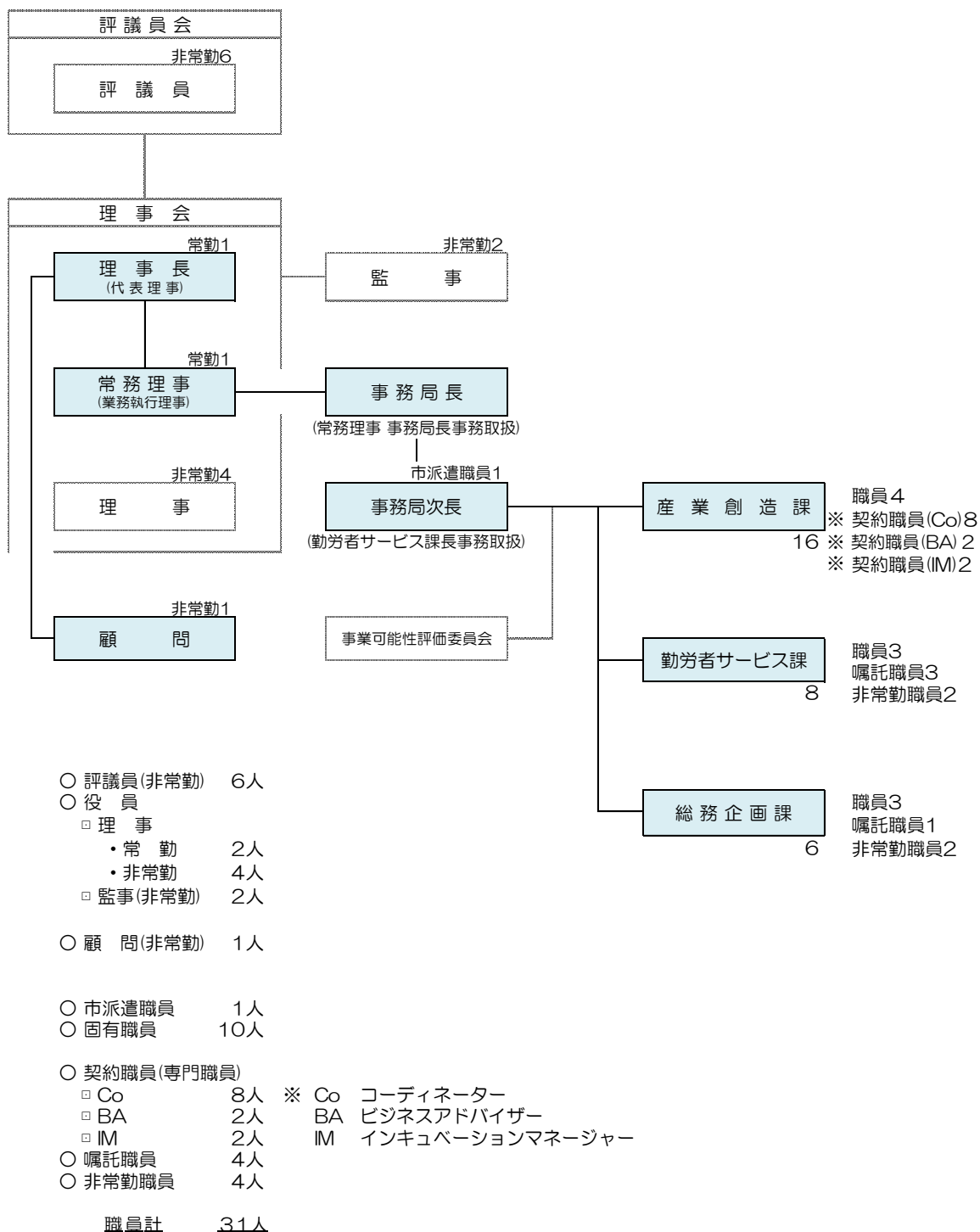
(イ) 勤労者等の福祉に関する事業

(ウ) 産業振興施設の管理運営及び会議室の貸与等に関する事業

(エ) 企業連合会等から受託する事業

(オ) 共済給付に関する事業

キ 組織及び職員内訳（令和２年１０月１日現在）



ク 財務諸表

(ア) 経営成績

損益計算書（正味財産増減計算書）

（平成31年4月1日～令和2年3月31日まで）

（単位：円）

科目	令和元年度	平成30年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
経常収益	376,014,361	385,949,414	△9,935,053
経常費用	376,883,626	367,812,184	9,071,442
当期経常増減額	△869,265	18,137,230	△19,006,495
当期経常外増減額	896	58,188	△57,292
当期一般正味財産増減額	△938,369	17,314,318	△18,252,687
一般正味財産期首残高	108,976,445	91,662,127	17,314,318
一般正味財産期末残高	108,038,076	108,976,445	△938,369
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	200,000,000	200,000,000	0
指定正味財産期末残高	200,000,000	200,000,000	0
III 正味財産期末残高	308,038,076	308,976,445	△938,369

(イ) 財政状態

貸 借 対 照 表

（令和2年3月31日現在）

（単位：円）

科目	令和元年度	平成30年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産	182,147,229	184,370,863	△2,223,634
2 固定資産			
2-1 基本財産	200,000,000	200,000,000	0
2-2 特定資産	91,815,425	87,636,431	4,178,994
2-3 その他固定資産	45,802,706	62,163,000	△16,360,294
資産合計	519,765,360	534,170,294	△14,404,934
II 負債の部			
1 流動負債	94,585,300	99,021,767	△4,436,467
2 固定負債	117,141,984	126,172,082	△9,030,098
負債合計	211,727,284	225,193,849	△13,466,565
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	200,000,000	200,000,000	0
2 一般正味財産	108,038,076	108,976,445	△938,369
正味財産合計	308,038,076	308,976,445	△938,369
負債及び正味財産合計	519,765,360	534,170,294	△14,404,934

2 財政援助団体

(1) 千葉市を美しくする会

- ア 設立年月日 昭和38年5月
- イ 設立目的 市民総参加のもとに事業を行い、美しい千葉市をつくること。
- ウ 所在地 千葉市中央区千葉港1番1号
- エ 代表者 会長 飯森 幸弘
- オ 事業内容
- (ア) 環境美化推進事業
 - (イ) 緑化推進事業
 - (ウ) 連帯意識高揚推進事業
 - (エ) 健康増進推進事業
 - (オ) その他市民参加を推進する事業
- カ 対象補助金 千葉市を美しくする運動推進事業補助金
4,595,000円

(2) 公益財団法人 千葉市文化振興財団

- ア 団体概要 団体概要については、1－(1)参照
- イ 対象補助金 千葉市文化事業補助金
34,304,925円

3 公の施設の指定管理者

(1) 公益財団法人 千葉市文化振興財団

ア 団体概要 団体概要については、1－(1) 参照

イ 公の施設名

(ア) 千葉市民会館

a 指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日

b 指定管理委託料 148,933,835円

c 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	敷地面積 4,515㎡ 延床面積 5,992.54㎡
施 設 構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階建
施 設 概 要	【地下1階】 プロセニウム形式の小ホール316席（可動席） 舞台 間口8m 奥行5.9m 高さ3m 第1楽屋（定員15～25人）、 第2楽屋（定員14～20人）、第3楽屋（定員1～3人）、 第4楽屋（定員1～2人）、第5楽屋（定員10～13人）、 ロビー（197㎡）、シャワー室（2室） 【1階】 受付、ラウンジ、第6楽屋（定員7～10人） 【2階】 プロセニウム形式の大ホール1,001席 （固定席996・車椅子席5） 舞台 間口15m 奥行15m 高さ8m ホワイエ（568㎡） 【3階】 第5会議室（定員36人）、第6会議室（定員36人）、 第7会議室（定員14人）、特別会議室2（定員100人） 【4階】 第1～第4会議室（定員各30人）、 特別会議室1（定員8人）
休 館 日 等	開館時間：午前9時～午後10時 休館日：年末年始

d 管理業務等の概要

区 分	内 容
施設運営業務	施設使用許可、利用料及び手数料の徴収、広報、チケット販売、災害時の避難者受入れ等
維持管理業務	施設の保守点検、修繕等
経営管理業務	事業計画書作成業務、事業報告書作成業務、事業評価の実施（モニタリング）等
自主事業	文化事業等

(イ) 千葉市文化センター

a 指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日

b 指定管理委託料 228,176,691円

c 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	敷地面積 2,723㎡ 延床面積 5,904.67㎡(文化センター専有部分)
施 設 構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造他 地下3階地上14階建 地下2階～地上9階の一部を専有(区分所有)
施 設 概 要	【3階】 プロセニアム形式の아트ホール497席 (固定席493・車椅子4) 舞台 間口13m 奥行9m 高さ6.5m ホワイエ、第1楽屋(定員6人)、第2楽屋(定員3人)、 第3～第5楽屋(定員各10人)、第6楽屋(定員7人) 【4階】 受付・事務室 【5階】 市民サロン(270㎡)、セミナー室(定員140人)、 第1リハーサル室(82㎡)(定員20人) 【6階】 第2リハーサル室(127㎡)(定員30人)、 スタジオⅠ(150㎡)(定員100人)、 スタジオⅡ(39㎡)(定員10人)、和室(定員25人)、 レコーディング室 【9階】 会議室Ⅰ(定員30人)、会議室Ⅱ～Ⅳ(定員各40人)、 会議室Ⅴ(定員42人)
休 館 日 等	開館時間：午前9時～午後10時 休館日：年末年始

d 管理業務等の概要

区 分	内 容
施設運営業務	施設使用許可、利用料及び手数料の徴収、広報、チケット販売
維持管理業務	施設の保守点検、修繕等
経営管理業務	事業計画書作成業務、事業報告書作成業務、事業評価の実施（モニタリング）等
自主事業	文化事業等